



CCSBT-CCWG/1305/04

**Draft Minimum Performance Requirements (Compliance Policy 1) for the CCSBT's
Catch Documentation Scheme**

**CCSBT 漁獲証明制度に関する
最低履行要件（遵守政策 1）案**

The Seventh Meeting of the Compliance Committee (CC7) discussed options for development of a set of Catch Documentation Scheme (CDS) Minimum Performance Requirements.

第7回遵守委員会会合（CC7）では、漁獲証明制度（CDS）にかかると一連の最低履行要件を策定するためのオプションについて議論した。

Due to the complex nature of this task, it was agreed that these requirements should be discussed inter-sessionally in a small Compliance Committee Working Group (CCWG) to be held in Canberra from 14 – 16 May 2013. In addition, it was agreed that this working group meeting would use the consultant's original specifications for the draft CDS Minimum performance requirements as a starting point for discussion.

このタスクの複雑さゆえ、これらの要件については、2013年5月14-16日にキャンベラにて開催される小規模な遵守作業部会（CCWG）において議論されるべきであることが合意されている。さらに、この作業部会においては、議論の出発点として、コンサルタントが最初に作成したCDS最低履行案のための詳細な規定を利用することが合意されている。

On 14 February 2013, the Secretariat circulated (CCSBT Circular #2013/006) a set of Draft CDS Minimum Performance Requirements and requested that Members provide comments on any substantial issues by 5 April 2013.

2013年2月14日、事務局は、一連のCDS最低履行要件案を回章し（CCSBT回章番号2013/006）、メンバーに対して実質的な課題点があれば2013年4月5日までにコメントを提供するよう要請した。

The attached Draft Minimum Performance Requirements document is the same document as provided in Circular #2013/006, but now also incorporates comments received from Members (Australia, Japan and New Zealand), as well as some small additional amendments made by the Secretariat.

別紙の最低履行要件案は、回章番号2013/006を通じて提供した文書と同じものであるが、メンバー（オーストラリア、日本及びニュージーランド）から受領したコメントも反映するとともに、事務局による若干の修正もいくつか加えている。

Therefore, the attached document now includes all of the following:

したがって、別紙文書には、次に掲げるものが全て含まれている。

- the currently agreed CDS Minimum Performance Requirements, 現時点で合意されている CDS 最低履行要件

- the consultant’s original specifications (highlighted in yellow),
コンサルタントが当初作成した詳細規定（黄色でハイライトされている）
- the subsequent amendments suggested by the Chair and Secretariat (indicated in tracked changes mode with associated comments prefixed by “CCSBT”),
議長及び事務局が提案する上記規定に対する修正（「CCSBT」によって表記される変更履歴及び関連コメントで示されている）
- amendments and comments provided by Members following Circular #2013/006 (indicated by tracked changes and Member comment boxes as appropriate),
回章番号 2013/006 に対して、メンバーから提供された修正及びコメント（必要に応じて、変更履歴及びメンバーからのコメントボックスで示される）
- an additional amendment made to the document text by the Secretariat since this document was provided to Members in Circular #2013/006 – this additional amendment is indicated by the comments labelled “CCSBT-add”, and
回章番号 2013/006 を通じてメンバーに提供された後に、事務局によって実施された追加変更。かかる追加変更は、「CCSBT-add」によって表記されるコメントによって示されている。
- minor changes to some comments that do not change their meaning - these changes have not been tracked.
一部のコメントに対する軽微な変更。これは意味の変更を伴わない。これらの変更履歴は残っていない。

Note also that in both the attached document and in Circular #2013/006, the Secretariat made changes to both the currently agreed performance requirements and to the consultant’s original specifications. However, for ease of reading, only amendments made to the agreed minimum performance requirements are shown in tracked changes mode. Any changes made to the consultant’s original specifications are not tracked, but these are available from the Secretariat upon request.

ここに添付されている文書及び回章番号 2013/006 においては、事務局による変更は、現時点で合意されている履行要件及びコンサルタントが当初作成したものの両方に対して行われていることも留意されたい。しかしながら、読みやすさの観点から、合意済みの最低履行要件に対する変更のみを変更履歴で示している。コンサルタントが当初作成した詳細規定に対する変更はいずれも変更記録は残っていないが、事務局に要請することで入手可能である。

Prepared by the Secretariat
事務局作成文書

訳者注) この日本語版に添付されている別紙 A には、上述のコメントボックスが含まれていない。コメントボックスについては英語版を参照されたい。

CCSBT の義務を遂行するための最低履行要件
遵守政策ガイドライン1
(第7回遵守委員会会合にて改正)

1. はじめに

この政策は、委員会のメンバー及び協力的非加盟国（CNM）が、CCSBT の保存管理措置に関して自らの義務を遂行するための最低履行要件を規定している。全ての義務はメンバー及び CNM の両方に適用されることを前提としている。別段の記載がある場合を除き、いずれの「メンバー」にも CNM が含まれ、いずれの「委員会」にも拡大委員会が含まれるものとする。この政策には、委員会及び CCSBT 事務局の義務は含まれない。

この政策にある保存管理措置及び義務は、CCSBT 事務局から提供されたものであり、CCSBT の決議、決定及び勧告の原文から引用されたものである。この文書の関連するセクションの冒頭部分において、各々の措置の公式名称（該当する場合）及び全文へのリンクが示されている。一部の義務については、理解し易いように、原文の決議、決定又は勧告とは別に、その記述及び順番に変更を加えている。

この政策は、法的拘束力を有しない文書である。これらの義務の正式な規定については、決議、決定又は勧告の原文を参照されたい。正式な勧告、決議又は決定とこの政策との間に相違があった場合においては、当該勧告、決議又は決定が優先する。

一部の措置は、情報又はデータの共有に関する規定を包含している。これらの共有に関する取決めについては、関連する決定/決議の一部として、並びに/又は CCSBT によって収集されたデータの保護、アクセス及び伝達に関する手続規則の一部として、頻繁に機密性に関する規定に関連付けられてきている。かかる機密性に関する取決めについては、この文書には含まれていない。

2. 目的

この政策の目的は、CCSBT の義務の実施を改善することである。この政策によって、全てのメンバーが、既存の義務及びかかる義務の適切な実施が期待される基本的な事項に対して、共通の理解を持つことが可能となる。また、この政策は、各メンバーの実施手続上の観点から、透明性についても提供するものである。この政策は、メンバーに対して、次のとおり要請する。

a) CCSBTの義務を遂行するべく、規則、運用制度及びプロセスを作成し、規定し及び実施する。

b)規則、運用制度及びプロセスの有効性について報告する。

個別具体的な義務に対する最低履行要件の詳細さの程度は、義務の実施に関連する遵守リスク、及び全てのメンバーによって実施されるより一貫性がありかつ厳格な手法に対する必然的な要求を反映している。遵守に関する追加的なリスク（義務の履行に関連するもの）が生じた場合には、今後、履行要件に更に手が入る可能性がある。

3. 政策提言

1. メンバーは、この遵守政策が委員会によって採択された後、できる限り速やかに、その別添 1 において規定された最低履行・報告要件を遂行し、又はそれ以上のことを実行することが期待される。遵守委員会は、個々の状況に応じて、特定のメンバーに関して、施行日を遅らせることに合意することができる。
2. 全ての規則、運用制度及びプロセスが実施されなければならない。
3. 漁獲管理、許可及び MCS に関連する措置（別添 1 のグループ 1-3）については、全ての~~規則~~運用制度及びプロセスが規定されなければならない。また、メンバーは、科学及び生態学的関連種に関連する措置（別添 1 のグループ 4 及び 5）についても、自らの~~規則~~運用制度及びプロセスを文書化するよう要請される。
4. いずれの規定においても、以下に掲げる事項を含めなければならない。
 - 規則遵守の監視方法の特定
 - 発見された全ての非遵守に対する制裁の特定
 - 運用制度及びプロセスの全ての事項を実施する所管官庁への責任の付与
 - 義務を遵守する際の規則、制度及びプロセスの有効性を評価するための基準及び手続
5. 履行に関する年次報告書は、以下に掲げる事項を含めなければならない。
 - 最低履行要件を満たす方法及びその監視方法についての規定
 - 義務及び履行要件を満たすための規則、運用制度及び手続の効果の評価
 - 全ての遵守リスク又は規則、運用制度若しくは手続上の不備の公表

各々のメンバーは、特定の義務に関して、最低履行要件の変更を提案することができる。変更内容は、少なくとも別添 1 の最低履行要件と同程度の厳格さを持つものであることを証明するものでなければならない。提案する変更内容は、委員会に提出しその承認を得なければならない。承認された変更内容は、この文書及びこの遵守政策の様式の部に添付される。

CCSBT における一部の義務は、最低基準を有する。かかる最低基準及びその更新情報は、この政策において引用されている。それらは、以下のとおり。：

- 別添 2 (CCSBT メンバー及び協力的非加盟国の標識放流計画に関する最低限の手続及び情報基準)、CCSBT 漁獲証明制度の実施に関する決議 [CDS 決議](#)
- 大型漁船の転載に対する計画創設に関する決議、セクション 3 (洋上転載)、付属書 1 (CCSBT 転載申告書) 及び付属書 2 (CCSBT 地域オブザーバー計画) [転載決議](#)
- CCSBT 科学オブザーバー計画規範 [科学オブザーバー計画規範](#)

定義

この政策において、以下の用語が使用される。

- *国別配分量に帰属する SBT 漁獲量*—メンバーによる SBT 漁獲死亡量のうち、当該メンバーにかかる SBT 総漁獲可能量の配分量に計上されるもの。
- *運用制度及びプロセス*—義務及び規則を履行するために必要となる業務を提供する手段。権限の付与、確認、オブザーバー、取締り、調査等の業務。
- *規則*—法的に拘束力のある又は強制力のある指示、義務又は条件。規則には、法令、規制、及び許可、免許又は権限の付与の条件が含まれる。
- *制裁*—発見された非遵守又は違法行為に対して課せられる罰則又はその他の是正措置。

この政策において、漁獲証明制度 (CDS) に関しては、以下に掲げる定義を適用する。

- *証明*とは、CDS の様式において、詳細な情報が十分かつ正確に記録されていることを最初にチェック及び承認することをいう。一般的に、証明は、関係する事業運営 (例：漁業、蓄養、輸入又は輸出) を代表する、又はそれに対して責任を有する個人によって実施される。
- *確認 (validation)* とは、CDS の様式において、詳細な情報が十分かつ正確に記録されていることを二番目にチェック及び承認することをいう。確認の手続きには以下に掲げる事項が含まれる。

- (1) 文書の確認 (checking)
- (2) ランダムサンプリングを通じた SBT 製品又は漁獲物及び関連する文書の検査。これらのサンプリングは、メンバーにおいて、以下を対象に実施される。
 - a. 蓄養場
 - b. メンバーの港に水揚げする船舶、又はメンバーの港から再輸出する船舶
 - c. 外国の港に水揚げする船舶

~~(3) 外国の港におけるメンバーの船舶による転載の監視~~

(3) 外国の港におけるメンバーの船舶による転載の監視

必要となるいかなる検査も CDS の様式を確認する前に完了しなければならない。確認 (validation) は、政府職員又は CDS 文書の確認権限を正当に委任されたその他の個人によって実行される。

- 確認 (verification) とは、流通のあらゆる段階における SBT 又は市場に持ち込まれた SBT が CDS の文書化要件と整合的であることを承認又は監査するためのサンプリング、監視及び調査手続きをいう。確認 (verification) は、メンバーの権限ある当局によって実施される。確認 (verification) には、以下に掲げる事項が含まれる。
 - (1) CDS 文書及び SBT 製品のサンプルの検査及び分析、並びに特定された不調和又は不正行為の調査
 - (2) CDS 文書が不完全又は添付されていない SBT の供給を発見及び調査するための市場の監視
 - ~~(3) 外国の港におけるメンバーの船舶による転載の監視~~

4. 政策実施

この政策は、3年間かけて実施される。この期間において、遵守委員会は、CCSBT における義務を通じて作業を行い、履行要件に合意をする。別添 1 は、履行要件が合意されれば、これに応じて更新される。

委員会に対して新しい義務を勧告する際には、遵守委員会は、かかる義務に関連する履行要件をこれに含める。委員会による合意後、新しい義務及び履行要件が別添 1 に追加されることとなる。

5. この政策に基づく役割及び責任

主体	責任を有する事項：
委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● 政策の承認 ● 履行要件の承認
遵守委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● 履行要件の勧告（別添 1 の更新） ● 年次報告書のレビューを通じたメンバーの遵守の監視 ● この政策のレビュー及び修正勧告
メンバー	<ul style="list-style-type: none"> ● 規則、運用制度及びプロセスの策定及び実施 ● 進捗及び有効性に関する報告
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ● 報告書のテンプレートの作成 ● この政策及び年次報告書のウェブサイト掲載

6. 政策のレビュー

この政策は、政策が承認された日から3年ごとにレビューされる。履行要件は、それが合意された日から3年ごとにレビューされるものとする。

メンバーは、いつでも単一の又は複数の最低履行要件のレビューを要求することができる。かかる要求は、レビューすべき理由とともに遵守委員会の年次会合に提出しなければならない。当該要求は、事務局長がそれをメンバーに回章できるよう、遵守委員会年次会合の遅くとも4週間前までに、事務局長宛に送付されなければならない。

7. 承認

この政策は、委員会によって承認された。

委員会議長

日付： _____

レビューの日付: _____ (ただし、これよりも先にレビューを行う場合を除く。)

CDS にかかる最低履行要件（改正版）

3.1 漁獲証明制度（決議）

名称: CCSBT 漁獲証明制度の実施に関する決議

リンク: http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/operational_resolutions/jp_Resolution_CDS.pdf

注: 以下、「メンバー」という用語はこの文書の他の部分と同様に CNM を含み、「メンバー/OSEC」という用語は、メンバー、CNM 及び CDS に協力するその他の国/漁業主体を含む。

「類似」の業務を一まとめにするため、CDS の義務を以下のとおりに分類した。

- A. 一般条項及び適用
- B. 標準 CDS 文書の修正
- C. 標識装着
- D. 確認 (validation)
- E. 文書の保持及び事務局への提出
- F. CDS 文書の確認 (verification)

3.1 漁獲証明制度	
A. 義務（一般）	最低履行要件
i. 全てのメンバーは、みなみまぐろ(SBT)のための CCSBT CDS を実施し、この決議に該当する全ての SBT に関する移動を文書に記録しなければならない。CCSBT CDS は、CCSBT CDS 文書の作成及び SBT の標識装着を含む。	1. 以下に掲げる事項を実施するための運用制度及びプロセスを 策定実施 する。 a. 許可蓄養場、漁船及び運搬船の全ての所有者及び事業者/操業者/運行者、並びに SBT にかかわる全ての加工業者、輸入者、輸出者、再輸出者は、CCSBT の義務を認識す
ii. メンバー/OSEC の管轄権の下での、転載、国産品の水揚げ、	

3.1 漁獲証明制度	
A. 義務（一般）	最低履行要件
<p>輸出、輸入及び再輸出について、全てのSBTは、漁獲モニタリング様式、また必要な場合²には、少なくとも1つの再輸出/国産品水揚げ後の輸出様式も含め、添付されなければならない。本要件の免除は認められない。ただし、</p> <ul style="list-style-type: none"> 肉以外の魚体の部位（すなわち、頭、目、卵、内臓、尾）については、文書なく輸出/輸入することができる 遊漁により漁獲された魚の販売を禁じているメンバーは、その遊漁に対しCCSBT CDSの要件を免除することができる 	<p>る¹</p> <p>b. CDS 文書は、固有の番号が付与されるとともに、記入要領に従い全てが記入される</p> <p>e.b. _____ 関連する CDS 文書を SBT に添付する。これには、以下に掲げるものが含まれる</p> <ol style="list-style-type: none"> 全ての転載、国産品の水揚げ、輸出、輸入及び再輸出については、漁獲モニタリング様式 <u>(CMF)</u> 国産品として水揚げされ<u>その後輸出された</u> SBT の全ての輸出、及び<u>輸入された SBT</u>の全ての再輸出については、再輸出/国産品水揚げ後の輸出様式 <u>(REEF)</u>。いかなる REEF も、<u>輸出される SBT に関して、関連する CMF の写し及びこれまでに発行された全ての REEF の写し</u>が添付されなければならない <p>iii. メンバーの管轄水域における許可蓄養場間での全ての SBT の移送については、蓄養移送様式 <u>(FTF)</u></p> <p>d.c. _____ CDS の証明義務を有する全ての者は、文書を証明するための要件を規定する。これには、以下に掲げるものが含まれる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 漁獲標識様式 (CTF) の証明者は、天然 SBT については漁労長又はその他適当な当局とし、蓄養 SBT については蓄養業者又はその他適当な当局でなければならない <p>e.d. _____ SBT の曳航及び蓄養に関与する全ての者は、以下</p>
<p>iii. メンバーの管轄権の下での、蓄養場への SBT の移送及び蓄養場間の SBT の移送は、規定に則り、蓄養活け込み様式及び蓄養移送様式として文書化されなければならない。</p>	
<p>iv. CCSBT CDS 文書は、固有の番号が付されていない。</p>	

² 全ての SBT の再輸出、国産品として水揚げされた SBT の全ての輸出が該当する。

¹ メンバー国の船籍を有しない許可運搬船の場合、当該運搬船がこれらについて遵守ができるよう当該運搬船の船長は許可を与えたメンバーの義務を認識する必要がある。

3.1 漁獲証明制度

A. 義務（一般）

最低履行要件

に掲げる事項を実行するための手続を定める

- i. 各漁船による漁獲に関して、以下に掲げる項目を記録明らかにする
 - a) 漁獲時及び曳航時における SBT の日ごとの死亡量
 - b) 各蓄養場に移送される SBT の量（尾数及びキログラム単位の重量）
- ii. 各漁期終了時において SBT が CMF に記録される前に、これらの記録を利用して、蓄養活け込み様式を完成させる

fe. 証明手続の遵守状況が監視される

2. CDS 文書作成の例外を適用する場合（遊漁又は肉以外の部位の輸出入に関する義務 3.1A(ii)に基づいて認められるもの）には、いずれも場合においても、以下に掲げる事項を行わなければならない。

- a. 明確に許可され、かつ、かかる決定が事務局長に通報されること
- b. 関連するリスク管理戦略を策定し、これらに関連する死亡が明確にされ、かつ、遊漁による漁獲物が市場に出回らないようにすること

3. 全ての CDS 文書に固有番号が付与されるとともに、記入要領に従い全てが記入されることを確保するための運用制度及びプロセスを実施する。

3.1 漁獲証明制度	
A. 義務（一般）	最低履行要件
v. メンバー/OSEC は、SBT の漁獲を許可されていない船舶により漁獲された SBT について、国産品としての水揚げ、転載、輸入、輸出及び/又は再輸出並びに（SBT 蓄養が管轄権の下で行われている場合）SBT の蓄養を許可されていない蓄養場への SBT の移送又は蓄養場間の移送及びそこからの SBT の収穫を認めてはならない。	<p>1. 以下に掲げる事項の実施を確保するための運用制度及びプロセスを実施する。</p> <p>a. いかなる場合においても、<u>転載を行う日において、最新の CCSBT 運搬船記録上にある許可を受けたに登録された運搬船のみが、当該メンバーの LSTLV から洋上転載物を受け取ることが許可される</u></p> <p><u>2. いかなる SBT の転載も、当該運搬船及びその最新の詳細情報が当該記録に登録されるまでは行ってはならない</u> <u>以下に掲げる事項を禁止するための規則を実施する。</u></p> <p>a. <u>非許可漁船/運搬船によって漁獲された又は転載された SBT の水揚げ、転載、輸入、輸出又は再輸出</u></p> <p>a.b. <u>移送/収穫を行う日において、SBT の蓄養が許可されていない蓄養場への移送、SBT の蓄養が許可されていない蓄養場間の移送、又は SBT の蓄養が許可されていない蓄養場からの収穫</u></p>

3.1 漁獲証明制度	
B. 義務（CDS 文書の修正）	最低履行要件
vi. 承認された様式の採択後は、翻訳の追加といった最小限の変更のみ認められる ³ 。情報欄が該当しないという場合を除き、標準様式から情報欄を削除することは認められない。	<p>1. データが連続性を有していることを確保し、事務局によるデータのアップロードが可能となるよう、修正後の文書は承認された様式との互換性を維持する。</p> <p>2. 修正後の文書は、修正箇所が明確に分かるようにした上で、</p>
vii. 上記に従って変更が加えられた文書 ⁴ は、他のメンバー	

³ただし、漁獲標識様式については、メンバーの裁量で、追加情報を含めるべく変更することができる。

3.1 漁獲証明制度	
B. 義務（CDS 文書の修正）	最低履行要件
/OSECに配布するため、事務局長に提供されなければならない。	遅くとも使用の4週間前までに、電子的な手段によって、事務局長に提供する。
viii. 様式及び様式の内容に関する大幅な変更は、CCSBT 遵守委員会からの勧告に基づき、委員会がその年次会合で合意した場合のみ認められる。	

3.1 漁獲証明制度	
C. 義務（標識装着）	最低履行要件
ix. メンバーは、下記の 3.1C“xiii”に掲げる 3つの状況を除き、捕殺時、丸の状態の SBT に SBT 標識を付することを義務づけなければならない。	<p>1. 以下に掲げる事項を含む CCSBT 漁獲標識計画要件を満たすことを確保を実施するための運用制度及びプロセスを実施する。</p> <p>a. 全ての SBT 標識が、CDS 決議別添 2 第 3 パラグラフで規定された仕様の最低基準を満たすことを確保する</p> <p>b. 以下に掲げる者への SBT 標識の配布について記録する</p> <p>i. SBT を漁獲又は蓄養することを許可された者</p> <p>ii. SBT をの受け取る可能性のあるを許可された者⁵</p> <p>c. 漁船に取り込まれ、捕殺された全ての SBT（偶発的に混獲された SBT も含む）、又は蓄養場から水揚げされ、捕殺された全ての SBT（ただし、3.1C(xiii)に掲げる特別な状況が適用される場合を除く。）に対して、適正な標識を装着することを要請する</p> <p>d. 各魚体への標識装着は、捕殺後可能な限り直ちに行うよう要請する</p>
x. 漁獲標識様式は、捕殺時以降できる限り速やかに記入されなければならない。体長及び重量の測定は、SBT が冷凍され、かつ/又は尾が除去される前に実施されなければならない。体重測定は、SBT が冷凍される前に実施されなければならない。船上において測定が正確に実施できない場合、測定及び関連する漁獲標識様式への記入が SBT のさらなる移送の前に行われることを条件に、水揚げ又は転載の時点で行うことができる。	

⁴ 漁獲標識様式への追加を除く。

⁵ SBT の受取者の大部分は、3.1C“xiii”に規定される例外的な状況に使用するためだけに標識を所有することに留意。

3.1 漁獲証明制度	
C. 義務（標識装着）	最低履行要件
	<p>e. <u>体長測定に関しては SBT が冷凍され、かつ/又は尾が除去される前に、体重測定に関しては SBT が冷凍される前の重量及び体長測定が実施されるほか、月、海域、及び漁獲方法を含むとともに、各魚体の詳細情報を捕殺後可能な限り速やかに漁獲標識様式に記録することを要請する</u></p> <p>f. <u>標識の詳細情報及びデータを、少なくとも 1 日 1 回、電子的な手段又はファクシミリによって、旗国であるメンバーに送信することを要請する</u></p> <p>g. <u>水揚げ又は転載時に重量及び体長測定が実施される場合には、かかる標識に関する詳細は、電子的方法又はファクシミリによって、24 時間以内に旗国であるメンバーに転送することを要請する</u></p> <p>h. <u>漁獲標識様式の証明は、関連する漁獲モニタリング様式の漁獲/収穫の部が確認される前に行われることを要請する</u></p>
xi. 標識装着計画は、CDS 決議別添 2 に定められた手続き及び情報に関する最低基準を満たさなければならない ⁶ 。	<p>1. <u>以下に掲げる事項を実施するために運用制度及びプロセスを実施規則を整備する。</u></p> <p>a. <u>CDS 決議別添 2 に規定される手続き及び情報に関する基準を満たす</u></p> <p>b. <u>SBT 標識の許可されない使用を防止する</u></p> <p>c. <u>標識番号の二重使用を防止する</u></p> <p>d. <u>標識が装着されていない丸の状態の SBT が、水揚げ、転載、輸出、輸入又は再輸出されることを防止する（義務</u></p>
xii. メンバー及び協力的非加盟国は、SBT 標識の許可されない使用を禁止しなければならない。	
<p>xiii. メンバー/OSEC は、次の場合を除き、標識をとみなわない丸の状態の SBT について、国産品としての水揚げ、転載、輸出、輸入又は再輸出を認めてはならない。</p> <p>a. 蓄養事業の場合、捕殺後 30 時間以内に標識が装着され</p>	

⁶ これには、標識に関する最低基準、及び標識に関連する情報の要件が含まれる。

3.1 漁獲証明制度	
C. 義務（標識装着）	最低履行要件
<p>ることを条件に、標識なく SBT を水揚げすることができる</p> <p>b. CCSBT 許可船記録に掲載されている船舶が船上に十分に標識を有していないという特別な状況においては、水揚げ時に標識を装着することができる</p> <p>c. 予期せぬ SBT の混獲で船上に標識がない又は十分でないという特別な状況においては、水揚げ時に標識を装着することができる</p>	<p>“3.1C xiii” に規定される場合を除く)</p> <p>e. 国産品の水揚げについて、少なくとも最初の販売時点まで標識が丸の状態の SBT に留まることを要求する</p> <p>f. 丸の状態の SBT への標識装着が求められていない最初の販売後に関して、違法 SBT が市場に流通する機会を低減させるためのリスク管理戦略（ランダムサンプリング又はリスクに基づくサンプリングを含む）を採用することを要請する</p>
xiv. 標識が偶発的に外れ再装着できないという特別な状況においては、可及的速やかに、かつ、水揚げ、転載又は輸出の時点までに、代替の標識を装着しなければならない。	2. 以下に掲げる事項を実施するための運用制度及びプロセスを実施する。
xv. メンバーは、事務局長に対し、水揚げ後 7 日以内に、“3.1Cxiii(b)”, “xiii(c)” 又は “xiv” に定められる特別な状況を報告しなければならない。報告により、特別な状況の詳細、標識装着された SBT の尾数及び“3.1Cxiv”については従前（判明している場合）の標識番号及び新たな標識番号を提供しなければならない。	<p>a. 上記 1 の a-g の管理措置の遵守状況を監視する</p> <p>b. 非遵守が確認された場合に制裁措置を科す</p> <p>c. 標識が未装着のままの丸の状態の SBT の水揚げ事例（“3.1Cxiii” 及び “xiv” の特別な状況によるもの）の全てを事務局長に報告し、その後は出来る限りこのようなことを繰り返さないようにする</p>
xvi. メンバーは、国産品の水揚げについて、少なくとも最初の販売時点まで標識が丸の状態の SBT に留まることを義務づけなければならない。その後も丸の状態の魚に標識が留まることを奨励しなければならない。	
3.1 漁獲証明制度	
D. 義務（確認（validation））	最低履行要件
xvii. CDS 文書の確認権限は、該当する国/漁業主体の政府職員	1. 以下に掲げる事項を実施するための運用制度及びプロセスを

3.1 漁獲証明制度	
D. 義務（確認（validation））	最低履行要件
<p>から権限を付与された者に委任することができる。委任された者を利用するメンバー/OSEC は、事務局長に対し、かかる委任に関する正規の写しを提出しなければならない。CCSBT CDS 文書を証明する者は、当該文書を確認する者と同一であってはならない。</p>	<p><u>実施整備</u>する。</p> <p>a. <u>蓄養活け込み様式、漁獲モニタリング様式及び再輸出又は国産品水揚げ後の輸出様式を確認する</u>確認者に権限を付与する</p> <p>b. CDS 文書を確認する権限を有する全ての者は、</p> <p>i. 政府職員又はその他然るべき確認権限を付与された者であること</p> <p>ii. 検査、監視及び報告に関する要件を含め、自身の責任を認識していること</p> <p>iii. 当該権限が誤用された場合に適用される制裁措置を認識していること</p> <p>iv. 利害関係者ではないこと</p> <p>v. 関連する CDS 様式の証明者ではないこと</p> <p>c. <u>適切な者が、所定の欄に署名及び日付を記入して、各種の CDS 様式を証明する</u></p> <p>d. <u>同一の CDS 文書中、同じ者が情報の証明及び確認の両方を行わない</u></p> <p>e.e. 事務局長に対して、以下に掲げる事項を通知する</p> <p>i. 全ての確認者に関する詳細情報（義務 3.1 D xviii に規定する情報を含む）。かかる情報は、常に最新なものとしておく</p> <p>ii. <u>確認者リストから確認者を削除した場合には、その削除が行われた四半期の末日までに、当該削除にかかる情報</u></p> <p>e.f. <u>以下に掲げる状況においては、確認が行われないことを確保する</u></p>
<p>xviii. メンバー/OSEC は、事務局長に対し、確認に関する情報を提供しなければならない(政府職員及び個人が CCSBT CDS 文書の確認を行う権限を行使するよりも前に、確認のタイプ、文書の確認を行う組織の名称、文書の確認を行う政府職員の氏名、肩書き及び署名、印鑑又は標章の印影見本及び CCSBT CDS 文書の確認権限の委任を受けた全ての者のリストを含む)。メンバー/OSEC は、事務局長に対し、変更について時宜を得た方法で通知しなければならない。</p>	
<p>xix. CCSBT CDS 文書は、規則に則り、以下に掲げる者によって、確認（洋上転載の場合にあっては、署名）されなければならない。</p> <p>a. 国産品の水揚げについては、漁獲した船舶の旗国であるメンバーの政府職員、又は当該船舶が用船契約に基づき操業している場合にあっては、当該用船先のメンバーの権限を有する当局若しくは機関</p> <p>b. CCSBT の大型漁船の転載に対する計画創設に関する決議に基づく全ての SBT の転載については、かかる決議が求めるオブザーバー</p> <p>c. 全ての SBT の輸出については、輸出するメンバーの政府職員</p> <p>d. 全ての SBT の再輸出については、再輸出するメンバー</p>	

3.1 漁獲証明制度	
D. 義務（確認（validation））	最低履行要件
<p>/OSEC の政府職員</p>	<p>i. 確認を行おうとする者に関する最新の詳細情報が、事務局長に十分に通知されていない場合</p> <p>ii. 確認を行おうとする者の確認権限が無くなっている場合</p> <p>iii. SBT に対する当局による物理的検査が最初の販売時点より前に 1 回も実施されていない場合</p> <p>iv.</p> <p>2. 確認者のパフォーマンス（遵守及び効果）を監視するための運用制度及びプロセスを実施する。</p>
<p>xx. 貨物の全量又は一部が標識の装着されていない丸の状態の SBT であるのものについて、転載、国産品の水揚げ、輸出（国産品の水揚げ後の輸出を含む）、輸入又は再輸出（ただし、SBT が更にフィレやロイン等に加工され、もはや標識が必要でなくなった場合を除く）の確認又は受け入れをしてはならない。</p>	<p>1. 以下に掲げる事項を確実に実施するための運用制度及びプロセスを実施規則を整備する。</p> <p>a. 以下に掲げる場合においてのみ CDS 様式が確認されるを行う</p> <p>i. 当該様式に記載される標識が装着された SBT の全てに標識が装着されている場合（加工が行われることによってそれ以降の標識装着が必要でなくなった場合を除く）</p> <p>ii. 蓄養 SBT については、当該日に蓄養場記録において許可登録されている蓄養場から収穫された SBT の場合</p> <p>iii. 天然 SBT については、当該日に船舶記録において許可登録されている漁船によって漁獲された SBT の場合</p> <p>b. 転載、国産品の水揚げ、輸出、輸入又は再輸出にかかわらず、全ての SBT の貨物に対して確認済みの文書が添付</p>
<p>xxi. メンバー/OSEC は、転載、国産品の水揚げ、輸出、輸入又は再輸出において、当該 SBT の貨物に必要なとされる文書の一部又は全てがともなわれていない場合、様式において必要とされる情報欄の記載に不備がある場合、又は様式が本決議の求めるとおり確認されていない場合、いかなる SBT も受け入れてはならない。</p>	
<p>xxii. メンバー/OSEC は、CCSBTCDS 文書のうち、完全でないもの、明らかに誤った情報が記載されているもの又は本決議の求めるとおりに確認されていないものについて、確認をしてはならない。</p>	

3.1 漁獲証明制度

D. 義務（確認（validation））

xxiii. メンバーは、CDS 文書に含まれる情報を確認するために必要な範囲で、船舶、水揚げ及び可能であれば市場に対する検査を含む監査を適正な水準で実施しなければならない。

最低履行要件

- される
- c. (国産品の水揚げ、輸出、輸入又は再輸出に関して) 確認済みの文書が添付されていない SBT は受け入れない
 - d. 以下に掲げる場合、確認は行わない
 - i. 確認者への権限付与にかかる手続きが正しく実施されていないに従っていない場合
 - ii. 当該 CDS 様式において不備や矛盾が発見された場合
 - iii. 関連する SBT が最初の販売時点より前に一度も当局による物理的検査を受けていない場合
2. 以下に掲げる事項を含め、メンバーが、関連する CDS 文書と SBT 製品を確認するための運用制度及びプロセスを実施策定する。これには以下に掲げる事項が含まれる。
- a. 全ての CDS 文書が、完全で、適正で、かつ明らかに不正確な情報が含まれていない記載されていないことを確保することによって、情報の正確さをチェックする要件。これは次に掲げる事項によって実施される。
 - i. 確認される様式中のデータを以下に掲げるものと照合する
 - 1. 先行する CDS 様式上のデータ（該当する場合）
 - 2. 関連する許可蓄養場、漁船又は運搬船のリスト
 - 2-3. 当局による物理的検査の結果
 - ii. 確認者が、確認するにあたって、全 CDS 様式の最低 10% について、関連する CDS 文書と照合しつつ全ての SBT 製品について検査し完全にチェックすることを確保する
 - b. 確認者によって実施された又は確認（verification）計画

3.1 漁獲証明制度	
D. 義務（確認（validation））	最低履行要件
	<p>に基づいて実施された関連する全ての検査結果を考慮する</p> <p>報告に関する要件。これには、<u>全ての不整合又は不正確な情報の以下に掲げるものが含まれる</u></p> <p>CDS 文書で発見された全ての不整合又は不正確な情報の特定</p> <p>メンバー取締り当局への通報が含まれる。</p>

3.1 漁獲証明制度	
E. 義務（文書の保持及び提出）	最低履行要件
xxiv. メンバー/OSEC は、受領した全ての CCSBTCDS 文書の原本（又はスキャナーによって作成した原本の電子コピー）を保持しなければならない。メンバー/OSEC は、発行した CCSBT CDS 文書の写しについても保持しなければならない。	1. 文書及び/又は、スキャナーによって作成した電子コピーは、その文字の判読に支障を来すことのないような状態で、機密性が確保された場所で保存される。
xxv. これら CDS 文書の写しは、四半期ごとに事務局長に送付されなければならない。	1. 漁獲を行うメンバーによって発行された又は輸入を行う若しくは受取りを行うメンバーによって受領された全ての記入済みの CDS 文書の写しについては、以下に掲げる期限に従って事務局長に提出する。 <ul style="list-style-type: none"> a. 1 月から 3 月までに発行又は受領した文書－6 月 30 日まで b. 4 月から 6 月までに発行又は受領した文書－9 月 30 日まで c. 7 月から 9 月までに発行又は受領した文書－12 月 31 日まで
xxvi. 完成した漁獲標識様式は、旗国であるメンバーに提供され、漁獲標識様式の情報、四半期ごとに、電子媒体を通じ、事務局長に対し、提出されなければならない。このほかの全ての様式は、様式原本の写し又は様式の全ての情報を含む電子様式のいずれかによって、事務局長に送付されなければならない。	

3.1 漁獲証明制度	
E. 義務（文書の保持及び提出）	最低履行要件
	d. 10月から12月までに発行又は受領した文書—3月31日まで 2. 漁獲標識様式の情報については、事務局が作成した電子データ提供様式を使用し、かつデータ提供様式の要領に従い、事務局長に提供する。

3.1 漁獲証明制度	
F. 義務（CDS 文書の確認（verification））	最低履行要件
xxvii. メンバーは、その権限のある当局又はその他権限を付与された者もしくは機関が、その領土に国産品として水揚げされる、その領土へ輸入される、その領土から輸出又は再輸出される SBT の貨物を確認し、SBT の貨物について確認された CCSBT CDS 文書を検査するための措置を講じることが確保しなければならない。当局又は許可を付与された個人若しくは機関は、CCSBT CDS 文書及び関連する文書に記載された情報を確認するために、貨物の内容物を検査できるものとし、必要であれば、関係する業者とともに確認を実施しなければならない。	1. 以下に掲げる事項を実施するための運用制度及びプロセスを実施する。 <ol style="list-style-type: none"> a. 個人又は機関に対して、確認（verification）手続の実施に対する明確な責任を付与する b. CDS 文書を確認又は証明した個人によって確認（verification）手続が行われないことを確保する 2. 以下に掲げる事項を含む、確認のための運用制度及びプロセスを 実施策定 する。 <ol style="list-style-type: none"> a. 船舶並びに輸出、輸入及び市場施設のうち、代表性のあるサンプル⁷を選別し検査する b. 少なくとも6か月ごとに、CDS 文書から得られた情報をレビュー及び分析する。これには、以下に掲げる事項が含まれる <ol style="list-style-type: none"> i. <u>CDS 様式上のデータの完全性をチェックし、受領した CDS 様式上のデータの整合性を他の情報源と該当</u>
xxviii. メンバーは、情報を精査し、CDS 報告書における情報について、事務局長からのデータとの比較により確認された不調和を含め、確認された不正行為を調査、解決しなければならない。とりわけ、メンバーは、入手可能な情報を利用し、事務局長による報告書の照合を行わなければならない	

⁷ 実行可能な限り、船舶及び施設は、ランダム、代表性のある又はリスクベース手法を利用して選別されるべきである。

3.1 漁獲証明制度	
F. 義務（CDS 文書の確認（verification））	最低履行要件
<p>い。</p> <p>xxix. メンバー/OSEC は、次のいずれかに該当する SBT の貨物について、事務局長及び関係するメンバー/OSEC に対し、可及的速やかに通報しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 関連する CDS 文書に含まれる情報に疑義がある場合 ● CCSBT CDS 文書が不完全、行方不明又は確認されていない場合 	<p>する期間に受領した CDS 様式から得られたデータの完全性及び整合性を照合する</p> <ul style="list-style-type: none"> ii. 事務局長によるが作成する CDS にかかる 6 か月報告書から得られたデータを照合する iii. 全ての不調和を分析する c. 疑われる又は発見された全ての不正行為を調査する d. 全ての不正行為を改善する措置を講じる e. 疑義がある又は不完全な若しくは確認が行われていない CDS 文書に関連する全ての SBT 貨物について、事務局長及び関連するメンバー/OSEC に通報する f. 事務局長に対して、不正行為にかかる全ての調査について通報する。これには、以下に掲げる事項の報告が含まれる <ul style="list-style-type: none"> i. 調査開始から 6 か月以内に、進捗状況 ii. 調査終了から 3 か月以内に、最終結果
<p>xxx. メンバーは、この措置の“3.1F xxviii”及び“3.1 xxixviii”に規定される懸念事項を国内法に従い精査、調査及び解決するため、関連当局と協力するとともに必要な全ての手段を講じ、事務局長による委員会への報告書に含めるため、その結果を事務局長に通知しなければならない。</p>	<p>1. メンバーの監視・取締当局間の手続及び取決めを整備し、以下に掲げる事項の実施に協力する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 疑義のある又は確認された不正行為を調査及び解明する b. 以下に掲げる事項を実施するための意見交換を行う <ul style="list-style-type: none"> i. CDS 文書が偽造されないことの確保 ii. 漁獲確認（verification）手続の支援
<p>xxxi. メンバー/OSEC は、CDS 文書が偽造されないこと及び又は誤った情報を含まないことを確保するために、協力しなければならない。</p>	
<p>xxxii. メンバー/OSEC は、必要な場合には、漁獲確認手続きを支援するべく、必要となる有益な情報の交換に合意し、適</p>	

3.1 漁獲証明制度	
F. 義務（CDS 文書の確認（verification））	最低履行要件
当な場合には、CDS に関する情報の伝達の完全性を検証し、不調和を一致させるのに必要となる可能性のある証拠を交換することに合意する。	